

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

① 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品-定額法

・リース資産-所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ会計処理を採用している。

② 引当金の計上基準

・退職給付引当金-職員の退職給付に備えるため、当法人で採用している(財)滋賀県社会福祉事業共済会退職制度に基づき、退職共済制度掛け金相当額を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金-職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

従来、賞与引当金については計上を行っていなかったが、当期より発生主義の原則に従って処理するため、期末にて支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上する方法に変更した。ただし、過年度の賞与引当金繰入については計上しない。

これによる影響額は次のとおりである。

(単位:円)

賞与引当金	賞与引当金繰入	期末帳簿価格
変更後: 発生基準	6,295,500	6,295,500
変更前: 現金基準	0	0
影響額		

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は(財)滋賀県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

① 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

② 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。

③ 拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では拠点が一つの為作成していない。

④ 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

⑤ 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 万松会拠点(社会福祉事業)

「本部」

「延命こども園」

「小規模保育所 ほっぺ」

⑥ 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))

⑦ 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))は省略しています。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	321,609,119	8,956,000	10,534,960	320,030,159
合計	321,609,119	8,956,000	10,534,960	320,030,159

7.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8.担保に供している資産

担保に供しての資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	320,030,159 円
計	320,030,159 円

担保にしている債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	164,928,000 円
計	164,928,000 円

9. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	394,028,338	82,649,675	311,378,663
建物	8,956,000	304,504	8,651,496
建物附属設備	106,411,212	22,205,309	84,205,903
構築物	17,320,063	7,996,902	9,323,161
車輦運搬具	4,790,100	4,790,098	2
器具及び備品	25,210,926	19,615,639	5,595,287
権利	305,070	212,051	93,019
ソフトウェア	708,400	306,973	401,427
合計	557,730,109	138,081,151	419,648,958

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(万松会拠点区分用)

1.重要な会計方針

①固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品-定額法

・リース資産-所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ会計処理を採用している。

②引当金の計上基準

・退職給付引当金-職員の退職給付に備えるため、当法人で採用している(財)滋賀県社会福祉事業共済会退職制度に基づき、退職共済制度掛け金相当額を退職給付引当金として計上している。

・賞与引当金 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

2.重要な会計方針の変更

従来、賞与引当金については計上を行っていなかったが、当期より発生主義の原則に従って処理するため、期末にて支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上する方法に変更した。ただし、過年度の賞与引当金繰入については計上しない。これによる影響額は次のとおりである。

(単位 円)

賞与引当金	賞与引当金繰入	期末帳簿価格
変更後: 発生基準	6,295,500	6,295,500
変更前: 現金基準	0	0
影響額		

3.採用する退職給付制度

(財)滋賀県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度を採用している。

4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

①拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

②拠点区分資金収支明細書(会計基準・別紙3(㉑))

③拠点区分事業活動明細書(会計基準・別紙3(㉒))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	321,609,119	8,956,000	10,534,960	320,030,159
合 計	321,609,119	8,956,000	10,534,960	320,030,159

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7.担保に供している資産

担保に供しての資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	320,030,159 円
計	320,030,159 円

担保にしている債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	164,928,000	円
計	164,928,000	円

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	394,028,338	82,649,675	311,378,663
建物	8,956,000	304,504	8,651,496
建物附属設備	106,411,212	22,205,309	84,205,903
構築物	17,320,063	7,996,902	9,323,161
車輜運搬具	4,790,100	4,790,098	2
器具及び備品	25,210,926	19,615,639	5,595,287
権利	305,070	212,051	93,019
ソフトウェア	708,400	306,973	401,427
合計	557,730,109	138,081,151	419,648,958

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

該当なし